

補正予算のポイント

令和4年1月
高松市財政課



1月補正（専決処分）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額（専決処分）は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費の措置により、約55億円の増額補正

区分		補正前	補正額 (専決処分)	補正後	(百万円・%)	(百万円)
					当初予算比	債務負担行為（追加）
一般会計（A）		174,958	5,544	180,502	112.0	266
特別会計（B）		113,406		113,406	102.8	
企業 会計 (C)	病院事業	11,019		11,019	103.7	
	下水道事業	20,377		20,377	100.1	
全会計（A+B+C）		319,760	5,544	325,304	107.6	266

1月補正（専決処分）の内容

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費
 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費
 【健康福祉総務課】

補正額	財源	
5,543,888千円	国	5,543,888千円
債務負担行為		
R4		266,229千円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

対象世帯

- ①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯